

傍聴される方へ

- 1 会議における言論に対して、拍手その他の方法により可否を表明することはできません
- 2 静粛を旨とし、談論、放歌、高笑いなど審議の妨害となる行為は慎んで下さい
- 3 写真撮影、録画、録音等を行ことはできません
- 4 許可なく定められた席を離れることはできません
- 5 飲食又は喫煙することはできません。
- 6 危険なものを持っている方、酒気を帯びている方など秩序維持の妨げになると認められる方は傍聴できません
- 7 その他、円滑な議事運営の妨げとなる行為はご遠慮下さい
- ~~8 会議中に貸与した資料は、会議終了後にご返却下さい~~
- ~~9~~ **8** 上記事項に加え、会議の進行の妨げとなる行為をした場合には、会長の判断により退場していただく場合がございます。

※会議中にお伝えしましたが、当日の傍聴資料に一部誤りがありましたので、見え消しにて修正しております。

評 価 員 の 役 割

1 評価員とは

施行地区内の土地の評価の公平性及び適正を保つために、施行者(市)が土地及び建築物の一部及び建築物の存する土地の共有部分の評価を行う際に意見を聴くための『諮問機関』です。(法第65条第1項、条例第24条)

2 定数・任期

市長が審議会の同意を得て、土地又は建築物の評価経験を有する者から選任します。定員は3人で、任期は事業が終了するまでです。
(法第65条第1項、条例第23条)

3 評価員に意見を聴く事項

(1) 従前の宅地及び換地の価格の評価

換地設計を作成する際に定める土地評価基準や、換地設計又は換地計画における宅地の評価について意見を聴かなければなりません。(条例第24条)

(2) 権利の評価(権利の割合)

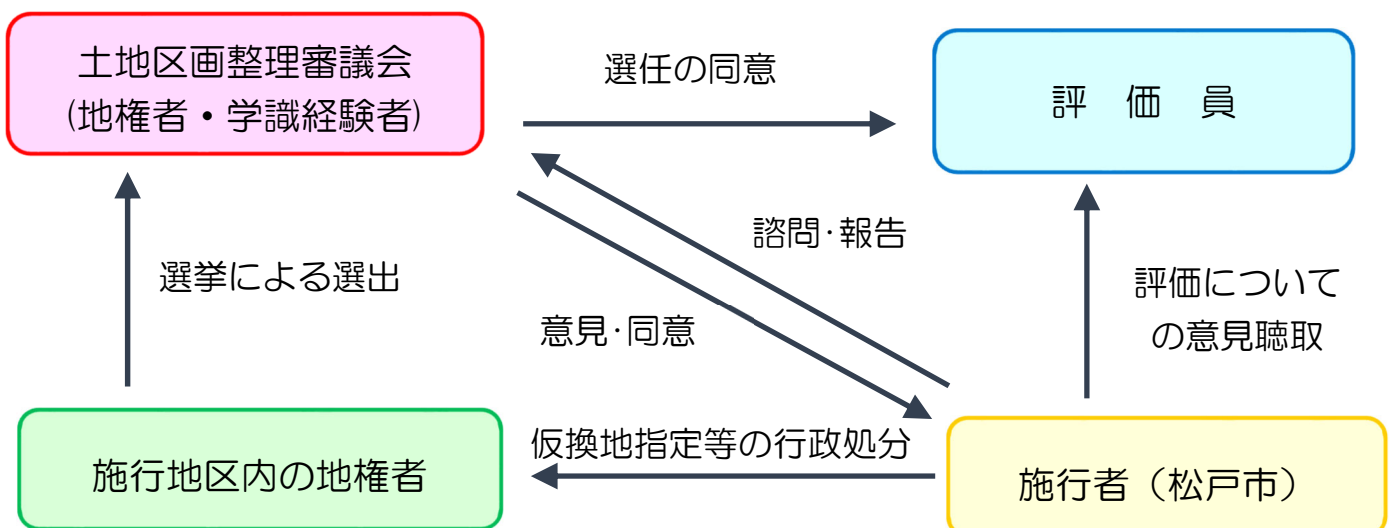
借地権などの権利が設定されている宅地の所有権と借地権などの権利の割合を定める際には、意見を聴かなければなりません。(条例第25条第2項)

(3) 保留地(保留床)を定める場合の価額の評価

保留地(保留床)を定める場合の価格について、土地及び土地について損する権利並びに立体換地建築物の価額について意見を聴かなければなりません。
(法第65条第3項)

(4) 清算金を定める場合の土地等の評価

換地計画において清算金を定める際の土地及び建築物の一部及び建築物の存する土地の共有部分の価格については、意見を聴かなければなりません。
(法第65条第3項)



評 価 員 候 補 者 一 覧

NO	所属・肩書	氏 名	備 考 (資格等)
(1)	不動産鑑定士	【A氏】	・ 不動産鑑定士 ・ マンション管理士 ・ 公認不動産コンサルティング マスター

※審議会の同意が得られましたら、氏名を公表します。